

第1条（適用範囲）

本規約は、一般社団法人日本きらめき協会（以下、「協会」という。）が主催、運営するすべての講座（以下、「本講座」という。）、研修、講演（以下、「本研修」という。）を対象とする。

第2条（本講座受講および本研修の申込み）

本講座の受講および本研修の申込みは、協会が定める所定の方法に従って行うものとする。

第3条（本講座受講および本研修の契約成立）

申込み後、本講座の受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立する。但し、申込み後3日を経過して受講料を決済した場合、協会の承認があった場合のみ受講契約が成立するものとする。

協会の承認がない場合、支払い済みの受講料は返金をおこなうものとする。

本研修については、協会と依頼先との別途協議により、成立するものとする。

第4条（本講座の受講料および本研修の料金）

協会が定める本講座ごとに、別途受講料を定めるものとする。

本研修については、協会と依頼先との別途協議により、成立するものとする。

第5条（決済方法）

本講座および本研修の受講料、本研修の料金の決済方法は次に定めるとおりとする。

（1）一括銀行振込

受講料全額を協会が指定する口座へ振込み（振込手数料は受講者の負担とする。）

指定口座は、申込み後に協会から送信するメールに従うものとする。

第6条（本講座開講日前の解約）

本講座の開講日から14日前までの解約は、次のとおりにキャンセル料が発生する。

【開講日より14日前～7日前】

講座受講料の30%の額

【開講日より6日前～2日前】

講座受講料の60%の額

【開講日の前日～当日】

講座受講料の全額

第7条（本研修開催前の解約）

本研修の開催日から14日前までの解約は、次のとおりにキャンセル料が発生する。

【開講日より14日前～7日前】

講座受講料の30%の額

【開講日より6日前～2日前】

講座受講料の60%の額

【開講日の前日～当日】

講座受講料の全額

第8条（本講座受講料および本研修料金の返金）

受講者および依頼先よる都合の欠席には、受講料および研修料金の返金を一切行わないものとする。

第9条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において協会が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができる。

第10条（講座修了の要件）

講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講を修了したものとする。

第11条（返品）

通信講座についての、DVDその他各種商品の返品はできないものとする。

不良品については、購入後7日以内に交換するものとする。

第12条（著作物等）

本講座および本研修の受講において受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」という。）に関する著作権及びその他知的財産権は協会に帰属し、協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次に定める行為を行うことを禁ずる。

（1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

（2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為

（3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為

（4）その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第13条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、協会によって開示された協会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁ずる。

第14条（個人情報）

協会は、本講座および本研修の開催にあたり、知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用するものとする。

第15条（遵守事項）

受講者は、本講座および本研修を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 協会及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- (3) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- (4) 他の受講者に対して、マーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（類似行為含む）を行わないこと
- (5) 講座内容につき、録音又は録画をしないこと

第16条（受講資格の失効）

次のいずれかに該当した場合には、本講座および本研修の受講資格を失効し、その後、協会の如何なる本講座および本研修の受講をすることができなくなる。

また、失効した場合においても、受講料および研修料金の返金は一切しない。

- (1) 協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- (2) 講座の内容を改変して使用した場合
- (3) 本規約又は法令に違反した場合
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (5) 協会の事前の同意なく、協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (6) 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第17条（地位の譲渡）

本講座および本研修の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じる。

また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できない。

第18条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、協会及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第19条（免責事項）

本講座および本研修の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座・研修に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、協会は一切の責任を負わない。

第20条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力には影響を受けないものとする。

第21条（合意管轄）

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第22条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。